

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 西日本電信電話株式会社

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用					営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用		うち第一種公衆電話機 台数削減費用	うち設備利用部門費用		
加入電話	基本料	132,570,027,433	164,980,030,593	126,395,396,553	126,395,396,553		38,584,634,040	△ 32,410,003,160	
	緊急通報	-	82,972,119	80,491,608	80,491,608		2,480,511	△ 82,972,119	
	小 計	132,570,027,433	165,063,002,712	126,475,888,161	126,475,888,161		38,587,114,551	△ 32,492,975,279	
第一種公衆電話	市内通信	152,076,075	1,718,203,563	1,695,631,987	1,350,535,621	345,096,366	22,571,576	△ 1,566,127,488	
	離島特例通信	692,413	4,025,637	3,983,398	3,207,247	776,151	42,239	△ 3,333,224	
	緊急通報	-	3,534,868	3,517,888	2,902,620	615,268	16,980	△ 3,534,868	
	小 計	152,768,488	1,725,764,068	1,703,133,273	1,356,645,488	346,487,785	22,630,795	△ 1,572,995,580	
合 計		132,722,795,921	166,788,766,780	128,179,021,434	127,832,533,649	346,487,785	38,609,745,346	△ 34,065,970,859	

- 注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ハにそれぞれ定めるものとしております。
2 第一種公衆電話の市内通信・離島特例通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロ・ハにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	2,581,350,824	-	2,581,350,824	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	181,573,910	-	181,573,910	
3 負担金	262,435,921	277,089,818	△ 14,653,897	
計	3,025,360,655	277,089,818	2,748,270,837	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

- (注)1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。